

「投資顧問契約書」の一部改正について

下線部変更
(2020年12月14日)

現 行	変 更 案
省 略	現行通り
投資顧問契約書	投資顧問契約書
省 略	現行通り
(報酬の額及び支払いの時期)	(報酬の額及び支払いの時期)
第5条 省 略	第5条 現行通り
(1) 投資助言報酬	(1) 投資助言報酬
シストレ24およびマイメイトにおける投資助言報酬は、すべての通貨ペア1,000通貨(1k)あたり1円(税込)です。	シストレ24およびマイメイトにおける投資助言報酬は、すべての通貨ペア1,000通貨あたり1円(税込)です。
(2) 報酬等の支払い時期及び方法	(2) 報酬等の支払い時期及び方法
省 略	省 略
追 加	(優先弁済権)
	第12条 お客様は、投資顧問契約により生じた債権
	に関し、金融商品取引業者に係る営業保証金
	について、他の債権者に先立ち弁済を受ける
	権利を有しますが、当社は第一種金融商品取
	引業者のため、営業保証金の供託は行ってお
	りません。
(合意管轄)	(合意管轄)
第12条 省 略	第13条 現行通り
(契約外事項の協議)	(契約外事項の協議)
第13条 省 略	第14条 現行通り
(他の規定等の準用)	(他の規定等の準用)
第14条 省 略	第15条 現行通り
以上	以上
2020年7月27日	2020年12月14日